

公益社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を、宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、野菜・花き・いも類及び果樹（以下、園芸作物という。）の優良種苗の生産並びに安定供給を行い、地域の基幹産業である農業を発展させることにより、地域社会の健全な発展及び消費者への高品質な農産物の安定供給に資することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 園芸作物の優良種苗の生産及び供給
- (2) 園芸作物の無病苗の大量増殖及び供給
- (3) 園芸作物優良種苗安定生産技術の開発
- (4) 園芸作物優良品種・系統の普及及び保存

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的事業を達成するため次の事業を行う。

- (1) 園芸作物の受託育苗
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の事業に功労があった者又は専門知識を持ち、総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は退会しようとするときは、会長理事にその旨を届出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員、並びに会員たる資格を喪失した会員が既に納付した会費その他拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 第8条の会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定期総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名に1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決)

第20条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面で議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席しない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面をこの法人に提出し、代理人によってその議決権行使することができ、この場合においては、第19条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長理事とし、1名を副会長理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても、同様とする。
- 5 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長理事、副会長理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長理事は、会長理事を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を遂行する。
- 5 会長理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第23条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまではその職務をおわなければならない。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては総会で別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職
(招集)

第32条 理事会は、会長理事が招集する。

2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、会長理事に事故あるときは、

あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長理事がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、あらかじめ総会の承認を得た予算における科目間の流用についてはこの限りではない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条2項4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 公益目的事業の種類又は内容の変更（軽微なものを除く）などに係る定款の変更をしようとするには、変更の認定を宮崎県から受けねばならず、それ以外の定款の変更についても、宮崎県に届け出なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下整備法という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長理事は羽田正治とする。